

2. 薬局や薬剤師を取り巻く環境

前章で確認したように、医薬分業に対する様々な指摘がなされており、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（2015年6月30日閣議決定）²³においては、薬局及び薬剤師全体の改革について、検討することが明記されることになった。それらを受けて、厚生労働省は「患者のための薬局ビジョン」（2015年10月23日）²⁴を公表し、所管省庁としての考え方、「患者本位」の医薬分業を実現すると提示している。本章では、それらを念頭において、薬局や薬剤師の取り巻く環境について整理する。

2. 1. 薬剤師を取り巻く環境

2. 1. 1. 薬剤師の業規制

（薬剤師の業務には多くの規制）

薬剤師は薬剤師法に規定された資格であり、国家試験に合格した者に免許が与えられる（図表2-1）。受験資格として国内の場合、大学で6年間の修学が必要となる。薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤することができない。薬剤師は在宅訪問で調剤業務の一部を行うことの他は、薬局以外の場所で調剤することができない。また、薬剤師は医師等による処方せんによらなければ販売又は授与の目的で調剤してはならない。薬剤師が、保険薬局で保険調剤に従事するためには、厚生労働大臣の登録を受け保険薬剤師となる必要がある（図表2-2）。

図表2-1 薬剤師に関する規定

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・薬剤師は、薬剤師法に規定された資格である。・国家試験に合格した者に免許が与えられる。受験資格として、国内の場合、大学で6年間の修学が必要となる。・薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師、歯科医師、獣医師による一部の条件による調剤を除く。・薬剤師は、医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。・薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。・薬剤師は、処方せん中に疑義があるときは、処方せん交付医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、疑義の確認後でなければ調剤してはならない。 |
|---|

（備考）「薬剤師法」により作成。

²³ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（2015年6月30日閣議決定）によると、かかりつけ薬局の推進のため、薬局全体の改革について検討するとともに、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や医師との連携による地域包括ケアへの参画を目指す。2016年度診療報酬改定において、調剤報酬について、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証した上で、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化を行い、患者本位の医薬分業の実現に向けた見直しを行う、とされている。

²⁴ 厚生労働省（2015）によると、当ビジョンは「患者・住民にとって真に必要な薬局の機能を明らかにする」ものであり、医薬分業が本来目指す、患者・住民が医薬品、薬物療法等に関して安心して相談でき、患者ごとに最適な薬物療法を受けられるような薬局を目指す、としている。また、患者本位の医薬分業を実現するビジョンの全体を貫く基本的な考え方は①立地から機能へ、②対物業務から対人業務へ、③バラバラから一つへ、としている。

図表 2-2 保険薬剤師に関する規定

<ul style="list-style-type: none"> ・保険薬局において保険調剤に従事するためには、薬剤師は厚生労働大臣の登録を受け、保険薬剤師となる必要がある。（第64条）
--

（備考）「健康保険法」により作成。

（薬局薬剤師は調剤に加え、一般用医薬品販売、健康管理、在宅医療等の業務も必要）

薬局薬剤師と病院薬剤師とでは、調剤業務以外の業務については職務範囲が大きく異なっている。薬局薬剤師は、一般用医薬品、医療機器、健康食品の販売の他、顧客の健康管理に関する助言、医師への受診勧奨や訪問薬剤管理指導業務も職務範囲である（図表2-3、4）。

図表 2-3 薬局薬剤師の職務範囲

業務種別	概要
調剤業務	・医師の処方せんに基づき調剤を行う。
情報入手・提供	・医薬品情報の収集、提供。
一般用医薬品等の販売	・一般用医薬品、医療機器、健康食品などの販売。
患者・顧客サポート	・健康管理に関する助言、医師への受診勧奨等。
在宅医療	・在宅訪問を行い、訪問薬剤管理指導業務を行う。

（備考）実務実習テキスト作成研究会「わかりやすい薬局実務実習テキスト（第3版）」により作成。

図表 2-4 病院薬剤師の職務範囲

業務種別	概要
調剤業務	・医師の処方せんに基づき調剤を行う。外来調剤と入院調剤がある。
外来化学療法室	・近年のがん治療は外来での治療が進んでいるが、薬剤師はレジメン（抗がん剤治療の計画書）チェック、抗がん剤の調整、説明、副作用確認、医師への処方提案などを行う。
救命救急業務	・救急搬送患者に対し、薬の選択、投与量・投与方法等を確認・調整する。
医薬品情報業務（D I 業務）	・医薬品に関する情報を取り扱う。取り扱う医薬品の情報収集・情報提供、副作用の情報収集・情報提供などを行う。
治験業務	・治験にチームの一員として参加し、医療機関における全ての治験薬を管理するとともに、治験薬が適正に投与されていることを確認する。
チーム医療	・緩和ケア（医療用麻薬の適正使用、副作用チェック等）。 ・感染管理（感染発生監視などの院内感染防止）。 ・栄養管理サポート（静脈栄養液、経腸栄養剤の選択、適正使用の指導等）。 ・褥瘡管理（栄養、血圧、血糖等の適正コントロールのための処方提案等）。 ・病棟薬剤業務。
病棟薬剤業務	・入院患者と面談し、持参薬、市販薬、健康食品、服薬状況、アレルギー、副作用歴等を確認する。
疑義照会とプレアボイド	・医師の処方せんに疑義照会をする。 ・薬歴、カルテ情報等の患者情報から投薬上の問題を確認する。
薬剤師外来	・患者の服薬上の問題や、他の医療機関の処方薬との相互作用の確認などを行う。また場合に応じ、医師・看護師に情報提供する。

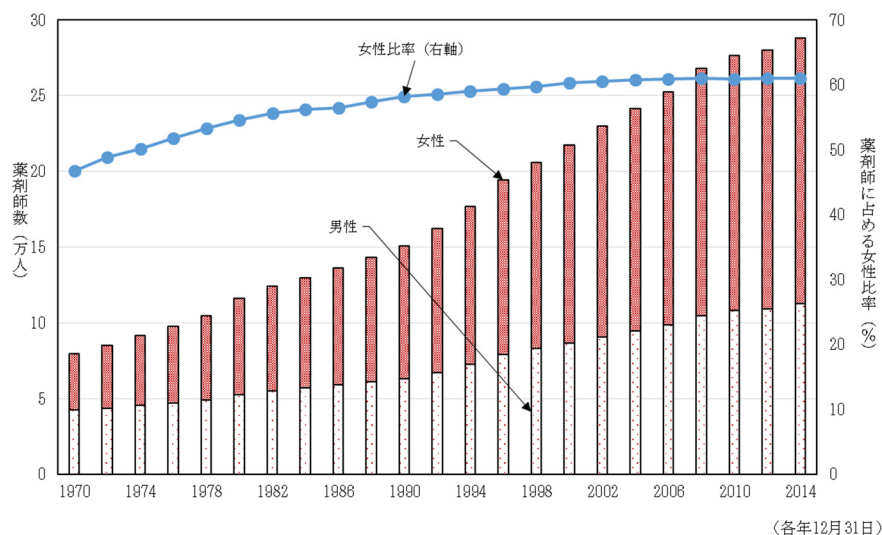
（備考）東京都病院薬剤師会HP掲載情報により作成。

2. 1. 2. 薬剤師の現状分析

(薬剤師数は増加傾向にあり、過半が女性)

薬剤師数は、1968年(79,393人)から2014年(288,151人)にかけて増加している。この間、女性比率が緩やかながらも上昇してきた(1968年(47%)から2014年(61%)) (図表2-5)。

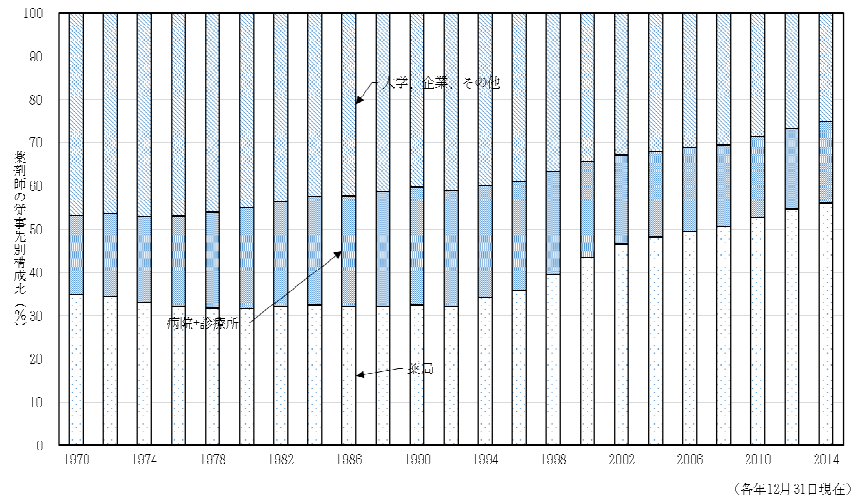
図表2-5 薬剤師数と性別比の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「医師、歯科医師、薬剤師調査」により作成。
 2. 各年12月31日現在。
 3. 2014年12月31日現在では、3.6% (10,417人) が「無職の者」である。

次に、薬剤師の従事先別の構成割合の推移をみると、「大学、企業、その他」については、1970年(47%)から2014年(25%)にかけて減少傾向にある。「病院+診療所」については1968年(18%)から1992年に(27%)にかけて増加したが、1994年以降は減少している。一方、「薬局」は1970年(35%)から1994年(34%)にかけて若干減少したものの、1996年以降は増加し続け2014年(56%)に至っている(図表2-6)。

図表 2-6 薬剤師の従事先別の構成比の推移

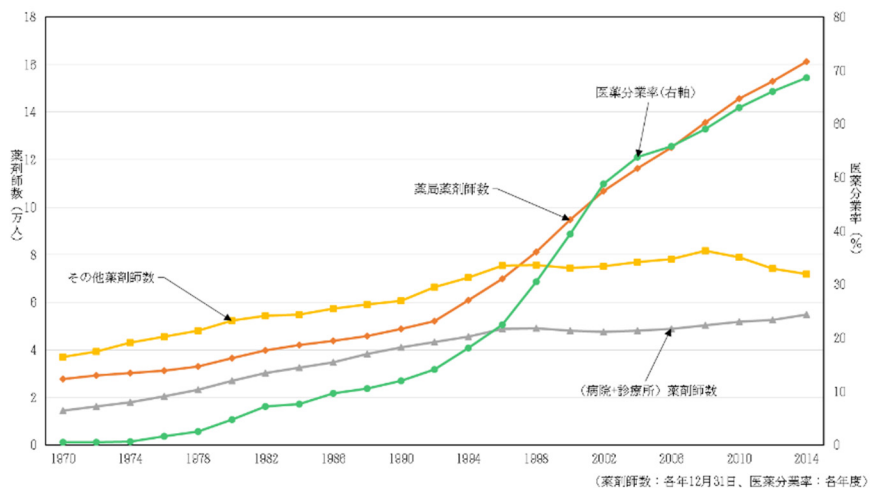


(備考) 図表 2-5 と同様に作成。

(1990 年代後半より、薬局薬剤師比率が上昇)

薬局薬剤師の構成比が上昇している 1990 年代以降の従事先別薬剤師数推移をみると、(病院+診療所) 薬剤師数とその他薬剤師数は緩やかな増加に止まるなか、薬局薬剤師数は急増しており、その増加分が、薬剤師総数の増加となっている。(図表 2-7)。この動きと同時期の医薬分業率を並べると、医薬分業が急速に進展する一環として、需給両面から薬局薬剤師数の増加が必要になった時期だと考えられる。その後も、薬局薬剤師の実数は増加し続け、2014 年には約 16 万人になっている。

図表 2-7 従事先別の薬剤師数及び医薬分業率の推移

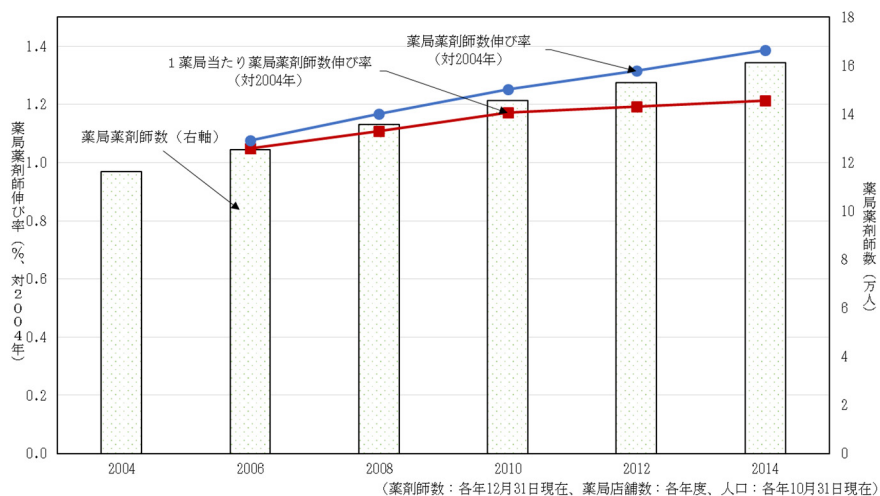


- (備考) 1. 厚生労働省「医師、歯科医師、薬剤師調査」、「医薬分業率等の推移」(第 1 回薬剤師需給の将来動向に関する検討会(2007 年 5 月 28 日)資料 4)、日本薬剤師会「医薬分業進捗状況」
 〈[http://www.nichiyaku.or.jp/kokumin.php?global_menu= 医薬分業 について &side_menu=医薬分業進捗状況](http://www.nichiyaku.or.jp/kokumin.php?global_menu=医薬分業について&side_menu=医薬分業進捗状況)(2017 年 3 月 1 日アクセス)〉により作成。
 2. 薬剤師数は、各年 12 月 31 日現在。医薬分業率は各年度。

（薬局薬剤師数は増えているが、1薬局当たりの薬剤師数の増加は緩やか）

薬局薬剤師は、2004年（116,303人）から2014年（161,198人）にかけて、約45,000人（1.4倍）と、大きく増加している。一方で、保険薬局店舗数も2004年度（50,600店）から2014年度（57,784店）にかけて、約7,000件（1.1倍）増加している。結果として、薬局薬剤師数は1.4倍増えているものの、1薬局当たりの薬剤師数の伸びが1.2倍（2004年度の2.30（人/店）、2014年度の2.79（人/店））と、緩やかな増加に止まっている（図表2-8）。

図表2-8 1薬局当たり薬局薬剤師数の推移

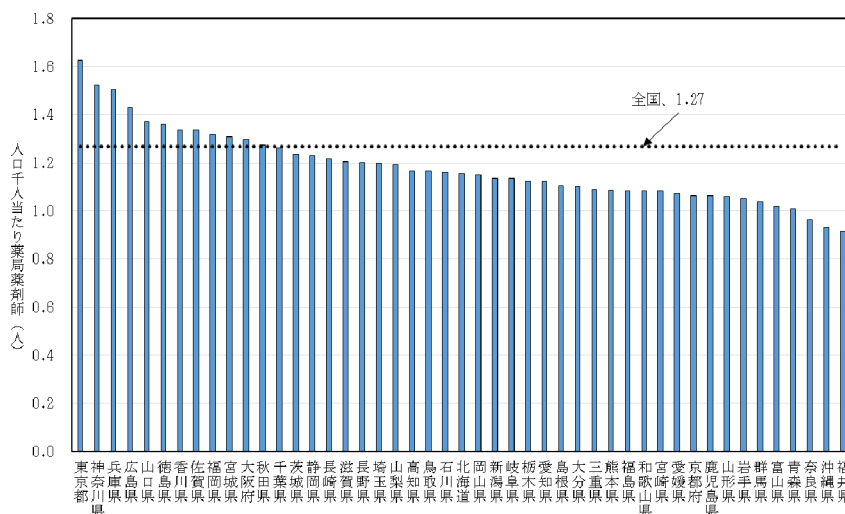


- (備考) 1. 厚生労働省「医師、歯科医師、薬剤師調査」、「衛生行政報告例」、総務省「人口推計」により作成。
 2. 薬剤師数は各年12月31日現在、薬局店舗数は各年度、人口は各年10月31日現在。
 3. 2010年度の薬局店舗数は、宮城県の薬局店舗数データが欠損していたことから、宮城県の薬局店舗数を、2009年度の薬局店舗数（1,097店）と2011年度の薬局店舗数（1,087店）の平均値で補完した。

（人口千人当たりの薬局薬剤師数は増加しているが、地域差がある）

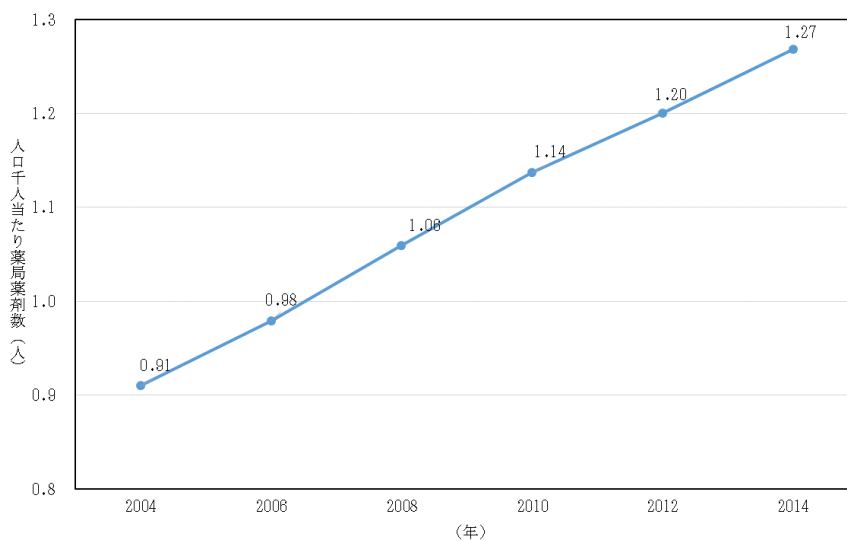
人口千人当たりの薬局薬剤師数は、2004年（0.91人）から2014年（1.27人）にかけて、1.4倍増加している。一方で、人口千人当たりの薬局薬剤師数は最大値の東京都（1.62人）から最小値の福井県（0.92人）まで、都道府県によりばらつきが見られる。

図表 2-9 人口千人当たり薬局薬剤師数（都道府県別）



(備考) 1. 厚生労働省「医師、歯科医師、薬剤師調査」、総務省「人口推計」により作成。
 2. 薬剤師数は2014年12月31日現在、人口は2014年10月31日現在。

図表 2-10 人口千人当たり薬局薬剤師数の時系列推移



(備考) 1. 厚生労働省「医師、歯科医師、薬剤師調査」、総務省「人口推計」により作成。
 2. 薬剤師数は各年12月31日現在、人口は各年10月31日現在。

2. 2. 薬局を取り巻く環境

2. 2. 1. 保険薬局における主な業規制

(保険薬局には「運営面」と「構造設備面」から多くの規制)

保険薬局における業規制を「運営面」と「構造設備面」から整理する。運営面では、保険医療機関との一体的な経営の禁止や、対面販売・服薬指導の原則、処方せん枚数に応じた薬剤師配置基準等が規定されている。また、設備構造面では、保険医療機関との構

造上の一体化の禁止や、医薬品を購入しようとするものが容易に出入りできる構造であることを規定している。

図表 2-11 保険薬局における主な業規制（運営面）

概要	根拠法規制
・保険医療機関と一体的な構造、一体的な経営の禁止	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
・保険調剤の際、保険医等が交付した処方せんの確認、被保険者証の確認が必要	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
・保険薬剤師は、調剤を行う際、患者の服薬状況及び薬剤服用歴の確認が必要	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
・保険薬剤師は、調剤後、遅滞なく、調剤録に調剤に関する必要事項の記載が必要	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
・薬剤師（薬局開設者又は管理者）が実地で薬局を管理しなければならない	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・処方せんにより調剤した薬剤の販売に当たっては、薬剤師が患者に対面し、必要な情報を書面等で提示し、指導することが必要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・薬局開設者又は医薬品販売業の許可を受けた者でなければ、業としての医薬品販売は禁止	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・店舗販売業は、要指導医薬品又は一般用医薬品を、店舗において販売する業務であり、薬局医薬品の販売は禁止	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・店舗販売業の店舗は、薬剤師又は登録販売者が実地で管理することが必要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・要指導医薬品は、薬剤師による販売が必要 また、薬剤師が患者に対面し、必要な情報を書面等で提示の上、指導することが必要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・一般用医薬品のうち、第一類医薬品については、薬剤師による販売が必要。第二類、第三類医薬品については、薬剤師又は登録販売者による販売が必要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・第一類医薬品の販売には、薬剤師による書面等による説明が必要であるが、患者から不要の意思表示があった場合には不要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・薬局の開店時間内は、常時、薬剤師が勤務することが必要	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令
・薬局において調剤に従事する薬剤師数が、応需処方せん 40 枚につき 1 人以上必要	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令
・要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する薬局では、常時、薬剤師が勤務することが必要	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

（備考）厚生労働省「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」により作成。

図表 2-12 保険薬局における主な業規制（構造設備面）

概要	根拠法規制
・薬局は、調剤された医薬品等を購入しようとする者が容易に出入りできる構造であり、薬局であることが明らかであることが必要	薬局等構造設備規則
・店舗販売業の店舗は、医薬品を購入しようとする者が容易に出入りできる構造であり、薬局であることが明らかであることが必要	薬局等構造設備規則
・薬局は医療機関から経済的、機能的、構造的に独立していることが必要	薬局業務運営ガイドライン

（備考）厚生労働省「薬局等構造設備規則」、「薬局業務運営ガイドライン」により作成。